

第2回盛岡市宿泊税検討委員会結果

日時：令和7年1月8日（水）14時

場所：盛岡市役所本庁舎別館403会議室

1 開会

2 検討事項

盛岡市における宿泊税の導入について

事務局から説明を行い、議長（三好委員長）から委員に質疑、意見等を求めた。

○1 導入目的～3 徴収方法（P1～5）

・委員

宿泊税という名称以外を採用している自治体はあるか。

・事務局

現状そのような自治体はない。

・委員

4 ページ(3) 課税標準の「(1)の宿泊施設への宿泊数」とは日数でよろしいか。また、(1)課税客体に民泊も含まれるが、グリーンツーリズムの農泊等も含まれるのか。

・事務局

宿泊数は宿泊の日数である。また、農泊等についても、旅館業法または住宅宿泊事業法に規定するものであれば該当する。

・委員

1 ページの導入目的についてであるが、観光振興を図る施策の実施に要する費用の財源を宿泊者が負担するのはどういった論理からか。

・事務局

第1回宿泊税検討委員会において、今後の観光施策の展開及び安定財源確保の必要性についてや、宿泊税導入のねらい等について説明したところであるが、第1回宿泊税検討委員会P7にある通り、観光施策を展開するための財源として法定外目的税を導入するにあたり、国内外の旅行者等が、地方公共団体が提供する様々な公共サービスや、旅行者等の受入に向けた環境整備等による受益を一定程度享受していることを踏まえ、地方税の応益負担の原則に沿って、旅行者等の観光行動を課税する対象（課税客体）とすることが適当であると考えており、「課税客体の補足の便宜」と「担税力」について観光行動を整理すると宿泊を課税客体とすることが最も適していると考えている。

・委員

例えば、宿泊税を徴収する自治体の住民税を365日で割っていくらになり、宿泊税の税額と比べて高いのか安いのかなど公平性が保たれているかといった観点はいかがか。

・事務局

住民税の状況の詳細を把握しているわけではないが、盛岡市民が受けている行政サービスと宿泊者が受ける行政サービスは異なる部分があり、金額のみで単純比較できる性質ではないと思われる。必ずしも行政サービスの内容が一致しているわけではないが、宿泊税の使途については、納税者となる宿泊者へ還元される内容となるように検討していきたい。

・委員

観光振興を図る施策の実施に要する費用の財源を宿泊業界関連が負担することについては、その通りだと考えるが、宿泊者が負担しなければならないことについては、丁寧に理由付け、納得を得ることが必要と考える。

・委員

宿泊者にも恩恵があるので、税を負担するのだという点についてしっかり説明する必要があると考える。

・事務局

条例制定後の周知期間として1年間を予定しており、その期間内でも導入の必要性や税負担についての理解促進を図っていくほか、宿泊施設の現場での周知物等も含めて、納税者への説明を検討していく。

・委員

ホテル協議会での役員会で出た意見であるが、「宿泊」の定義として、寝具を使用して施設を利用するという表現が示されているが、いわゆる時間売りなどがある施設では、宿泊をどう定義するのか、寝具を使えば短時間でも宿泊に該当するのかといった意見があった。制度が導入された場合は宿泊事業者が特別徴収義務者になると思われるが、誤って徴収した場合の罰則等も想定されるが、その辺りの基準なり定義は、現場の混乱の無いように整理して欲しい。

また、宿泊事業者が税を徴収するのに、税は都市の魅力を高めることや観光振興に使われるということで、宿泊事業者側としては不公平感を感じるといった意見や、宿泊者のみから税を徴収することは宿泊を伴わない観光客との間の不公平にもつながるのではないかといった意見もあった。県内宿泊者数が約23%おり、宿泊者の中には入院付き添いなどの宿泊者もいる中で、宿泊税を徴収することの理由についてのフロント業務の従事者で対応しきれるか不安という意見もあった。全5回という限られた中での審議とはなるが、是非、どの段階でも、議題を戻って話し合えるように配慮願いたい。

・事務局

税の導入に当たって宿泊事業者の立場からどうなのかという点については、丁寧にお聞きし

ながら進めていきたい。また、先行自治体においても同じ状況もあるかと思うので、そちらも併せて把握しながら進めていきたい。宿泊税は、税を活用して盛岡市が魅力を高め、より選ばれる観光地となることによって、宿泊者の増加と宿泊税の増収につなげ、さらなる観光施策への展開へつなげていくという好循環を生みだすために導入を目指すものであるが、そういった御意見を丁寧にお聞きしながら、その中で検討を進めていきたい。

・委員

導入目的には「都市の魅力を高める」という点も謳われており、例えば入院の付き添いで宿泊する方などであっても、案内板やWi-Fiなどの都市機能も含めて、何らかの受益があるものと思われる。そういった部分も含めてPRした方がよい。

○4 税額（税率）、免税点（P6～9）

・委員

宿泊税の課税のタイミングはどのようになるのか。夜中の零時を超える場合には宿泊とみなすとか、チェックインしたがすぐ帰った場合などの取扱い、時間制のプランの場合はどうするのかとかそういった細かい取扱いはどうなるのか。条例や施行規則に謳いこまれるものなのか。

・事務局

宿泊税検討委員会においては、課税客体や課税標準等の制度の骨格となる部分について審議いただいているところであるが、パターン別の細かい取扱い等については、先行自治体が生示しているQ&Aなども参考にしながら検討してまいりたい。

・委員

宿泊事業者のフロント対応においてトラブルの元になり得る部分だと思うので、現場トラブルにつながらないように検討を進めて欲しい。

・事務局

おっしゃるとおり、現場で対応するスタッフが判断に迷わないようにすることが大切なので、御意見を伺いながら進めていきたい。

・委員

関連して、数カ月にわたる建築工事での宿泊の場合などは、現金や前振込で処理する場合もある。現場レベルではもっと細かい話も出てくるかと思われる。観光審議会や宿泊税検討委員会での検討事項は制度の骨格部分であると思うし、宿泊税の導入は盛岡の観光を良くしていくという話であり、否定される要素はないものだが、いざ導入が決定してから、システム改修の補助はどうなるのか、現場対応はどうなるのかといった混乱が生じないように、この場で出た現場レベルの話も、しっかりと残して制度設計の際に考慮して欲しい。

・事務局

先行自治体においても、制度導入が決定してからおよそ1年後に徴収開始しているのは、制

度周知や細かい取扱いも含めた宿泊事業者の準備等も含めて、やはりそのくらいの導入準備期間が必要であるからだと認識している。審議会・検討委員会の他にも、実際の個別の事業者からの声も丁寧にお伺いしながら、実際に徴収開始となった際に現場に混乱が生じないように進めていきたい。

・委員

細かい部分まで全て突き詰めてから導入決定するのか、導入決定してから細かい部分を検討していくのか。

・事務局

検討事項によっては同時並行で進めていくものもあり、大きい部分が決まるまでは細かい部分は検討しないということはないが、骨格が決まらないとその後の検討を進められない項目もある。検討全体を通して大項目と細部の間に線を引くことはできないが、例えば宿泊事業者側で気に係る項目などについては、令和6年7月に開催したような宿泊事業者向けの説明会を今後も開催するなどして、現場の声を丁寧にお聞きしながら進めたいと考えている。

・委員

確かに、細かいところまで全て検討してからということではなく、粗々の案を事業者に示して意見をもらい、キャッチボールしていくという方法もあるかと思う。

・委員

7ページの表にメリット・デメリットが整理されており、旅行業界としては、シンプルで分かりやすいといった意味で①一律定額制が望ましいのではないかと考える。旅行業界における宿泊税の徴収方法は各社毎に異なるが既にシステム化されているところもあり、自社システムでは協定を結んでいる宿泊施設はクーポンで利用ができ、なおかつ宿泊税を含めた形でクーポンを出すことができる。自治体によって宿泊税額が異なるので、自治体ごと資料を見ながらパラメーターを設定しているが。また、旅行サイトによっては、宿泊税の支払いに対応しておらず、「宿泊施設でお支払いください」といった案内に留めているところもあるようだ。そういった状況から、シンプルな税額設定が望ましい。

・委員

フロント現場からは、導入する場合は、一律定額の税額設定でないと、とてもではないが対応できないとの声もある。現場としては、①一律定額設定を望む。また、一定額以下に課税しない免税点や、修学旅行生などの課税免税事項も設けず、シンプルでわかりやすい制度にしていきたい。

・委員

検討委員会における意見とは別としてではあるが、盛岡ホテル協議会のメンバーからは、税額や免税事項の議論ではなくて、税負担を強いるという事自体を避けて欲しいといった意見もあったのでそういった意見も共有する。

○5 課税免除 (P10～13)

・委員

12ページの表から、先行自治体では宿泊税の課税免除対象と入湯税の課税免除対象は、必ずしも一致はしていないということが分かった。また、宿泊税の課税免除対象を入湯税に合わせた場合、入湯税の課税免除対象は一律ではないので、市街地のホテル・旅館など入湯税の対象ではない施設においては、かえって課税免除対象が複雑になってしまうのではないかと感じたところである。

・委員長

9ページの市内宿泊施設延べ宿泊者数や11ページの教育旅行宿泊者数は、事業者から報告されている実数という認識でよいか。また、事業者からの報告の「宿泊」の定義はあるか。

・事務局

宿泊事業者から報告のあった実数であるが、現状は報告義務が無いものである。また、宿泊の定義についても、先ほど課税客体の部分で議論があったような細かい条件を指定しているわけではない。

・委員

教育旅行宿泊者数は、修学旅行で盛岡に泊まった人数という認識でよいか。

・事務局

その通りである。第1回宿泊税検討委員会において、修学旅行生などを課税免除にした場合の税収に与える影響についての話が出たところだが、この宿泊者数に宿泊税額を掛けた額が、税収が減る（影響を与える）額と捉えている。

・委員

福岡市の事例で、修学旅行生からも宿泊税を徴収するけれども500円を補助するというのは考え方の一つだと思う。200円で500円還元が金額的に高すぎるのであれば、300円くらいというの也被えられると思う。

・事務局

教育旅行誘致という視点の事業なのだと思う。

・委員

スポーツ大会という点においては、中・高体連それぞれ、東北大会だと、毎年2種目程度の市内開催があると思うが、物価高騰の影響で学校の大会参加に係る費用を安く抑えたい旨、学校の先生方からお声をいただく。盛岡市が宿泊税を導入したからといって、盛岡市で大会を開催しないということにはならないと思うが、できれば長崎のような形で、学校の大会参加（クラブチーム等は除く）について、課税免除とすることについても御検討いただきたい。

・委員

入湯税は、小学生以下は課税免除であるが、宿泊税は子供でも徴収するということになるか。

細かいことであるが、子供は無料だがランチ代として3,000円いただいている場合と、宿泊料金として子供料金をいただいている場合などはどうか。

・委員

併せて、添い寝の場合はどうなるか。シングルルームに大人2人が止まった場合は2人分の宿泊料がかかるか。また、1部屋としての料金設定に複数人泊まった場合などはどうか。

・事務局

先行自治体では、大人か子供かに関わらず、宿泊料金としての料金が発生する場合には、宿泊税を徴収している。

・委員

それ以上のさらい細かいことについて言及するクレーマーのような方もいるかもしれないが、そのような方全てを網羅して固めていくというよりは、ある程度のラインでは割り切って考えることも必要かもしれない。宿泊の取扱いについてはちゃんとやっている事業者が悪い方へ行行って、ずるをしているところが得をするようなことは望ましくない。

○6 宿泊税の使途 (P14～20)

・委員

第5期盛岡市観光推進計画は、宿泊税の議論が始まるかどうかのところで議論していたため、アクションプランは宿泊税分の税収見通しがない中で検討された部分もあるのではないかとと思う。宿泊税活用事業については計画にとらわれることはなく、ある程度自由に意見してよいものか。

・事務局

第5期盛岡市観光推進計画には宿泊税の導入検討も含まれているところではあるが、宿泊税事業の使途については様々なご意見を伺いながら進めたい。

・委員長

アクションプランのどれかに当て込んでいくという事ではないという認識でよいか。

・事務局

全てアクションプランに当て込むという事ではないが、様々な状況を分析しながら策定してきた計画の基本方針等であり、それを踏まえた上で、各方面からの御意見もお聞きしながら検討していく。また、計画を策定するに当たっては、全てが一定規模の予算ありきではなく、本来、盛岡市の観光がどうあるべきかという議論の中で策定している面もある。結果的には、先行自治体の宿泊税活用事業が、第5期盛岡市観光推進計画におけるアクションプランにも多く当てはまっている部分もあるという状況である。

・委員

観光施策や誘客活動などの計画（マーケティング）及びイベント強化は、DMOを始めとす

る観光に特化した組織あるいは観光業者とが一体となって実施することで、効果が期待できるのではないか。先行自治体においても、常滑市以外は全てDMO化されているという状況もある。宿泊税を活用するに当たっては、ぜひ、宿泊事業者の意見を積極的に聞いて欲しい。

・委員

観光推進計画に限らず、市が策定する計画類は、アクションプラン等も含めて予算ありきではないはずなので、宿泊税は導入するものの、そもそも少子高齢化で税収が減っていく状況があり、新規事業のみに活用されるわけではなく、アクションプランを充実させていく用途もあると考える。また、宿泊事業者のシステム改修等に係る補助は、宿泊税活用事業とは別に考えるべきではないか。予算の確保が難しいかもしれないが、導入準備に必要な経費については、スムーズに進むように市において予算化するべきと考える。

○ 7 特別徴収事務交付金～ 8 制度の見直し時期（P21～24）

・委員

自社のホテルに限って言えば、OTA予約（※オンライン上の旅行代理店等からの予約）での事前決済等も含めた手数料は10%程度となっている。OTAによる予約が全体の8割程度であり、その約半分が事前決済である。一般的なクレジットカードは手数料3パーセントであり、安いところでは2.7～2.8%、一部4パーセントのところもある。ペイペイなどのQRコード決済が3.24%である。2.5%だと釣り合いがとれないのではないかな。その他も徴収に係る人件費の負担もある。

・委員

もし宿泊事業者の協力が得られるのであれば、宿泊売り上げに対する送客手数料の割合、クレジットカード手数料の割合等について調査することも考えられる。

・委員

地元資本のような宿泊施設ではそのような協力もできるかと思うが、盛岡でも増えてきている大手チェーンなどでは少し状況が異なると思われ、地元の担当者レベルでそういった対応をしてもらえるかはわからないところである。

・委員

大手チェーンなどでは、手数料関係の契約が有利になっているところもあるかもしれない。

・委員

市内の状況や宿泊事業者の事業を整理して、理論武装していく必要があるかもしれない。

・委員

手数料に関しては、盛岡市のみが極端に高いということではなく、先行自治体の各エリアにおいても概ね状況は同じと思われる。そんな中、特別徴収事務交付金の割合を2.5%として、宿泊事業者と上手くやっている自治体もあると思われ、宿泊業界サイドからその理由を調査する

ことも考えられる。宿泊税を原資とする観光施策と事業者側の意向が、しっかり噛み合っていれば、仮に2.5%だとしても納得感が得られる可能性もある。もし世の中に受け入れられない制度であれば、ここまで全国で導入の動きがあるとは思えず、何か上手くいっているヒントを事業者としても調べたいところではある。弘前市の宿泊事業者と、宿泊税について話す機会があったが、宿泊税の導入に係る議論を通して市の担当部署との距離感が縮まり、今まで以上に相談しやすくなり、様々なことをしたいという意見交換も出来るようになったとのことである。両輪が上手くいっている例なのではないかと思われる。

・ 委員

制度の見直し時期については具体的な想定はあるか。

・ 委員

始めは3年でその後は5年の自治体が多いが、そういった形がいいのではないかと思われる。

・ 委員

確かに、始め3年でその後は5年といった辺りが妥当かもしれない。1～2年だと短すぎる気もする。

・ 事務局

税収などの数字はスタートして最初の一年で精緻なものが見えると思われるので、それを踏まえて見直しに必要な期間をとる必要はあると考える。

・ 委員

想定スケジュール通りに進んだ場合は令和8年10月施行（年度途中）になると思われるが、見直しのタイミングについては、行政の会計年度期間に合わせた方が良いと思われるので、始めは2.5年なり3.5年なりで、その後は5年毎という事も考えられる。その方が1年間のデータを見ることができる。

3 その他

・ 委員

盛岡ホテル協議会の役員会の中で出された意見等については、事務局を通じて別途共有する。

4 閉 会

(15 : 45終了)

以上